

排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領 新旧対照表

(許可の要件) (抜粋)

第3条 規則第5条第1項における、汚水の排水設備を雨水管渠の取付管その他の排水施設（以下「雨水管等」という。）に接続させても支障がないと市長が認めたとときは、次の要件をすべて満たすときとする。

(1) 規則第7条第1項第1号及び第2号に該当し、前条で定める許可対象下水が、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する項目のうち、この要領に定める水質基準一覧表に該当する水質基準（以下「水質基準」という。）を超えないこと。

排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領（現行）			排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領（案）																																																
(趣旨) 第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。） 第10条第1項ただし書及び横浜市下水道条例（昭和48年6月条例第37号。 以下「条例」という。）第3条第1項第2号ただし書に規定する許可事務の取 扱いに当たって必要な事項を定めるものとする。			(趣旨) 第1条 この要領は、横浜市下水道条例（昭和48年6月条例第37号。以下「条 例」という。）第3条第1項第2号ただし書に規定する許可事務の取扱いに当 たって必要な事項を定めるものとする。																																																
<水質基準一覧表> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">水質項目</th> <th colspan="2">水質基準の数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度(pH)</td> <td></td> <td>5.8以上8.6以下</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>最大</td> <td>3000個/cm<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量(BOD)</td> <td>最大</td> <td>※計画放流水質</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(COD)</td> <td>最大</td> <td>25mg/l</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質(SS)</td> <td>最大</td> <td>40mg/l</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量(T-N)</td> <td>最大</td> <td rowspan="2">※計画放流水質</td> </tr> <tr> <td>磷含有量(T-P)</td> <td>最大</td> </tr> </tbody> </table>			水質項目	水質基準の数値		水素イオン濃度(pH)		5.8以上8.6以下	大腸菌群数	最大	3000個/cm <sup>3</sup>	生物化学的酸素要求量(BOD)	最大	※計画放流水質	化学的酸素要求量(COD)	最大	25mg/l	浮遊物質(SS)	最大	40mg/l	窒素含有量(T-N)	最大	※計画放流水質	磷含有量(T-P)	最大	<水質基準一覧表> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">水質項目</th> <th colspan="2">水質基準の数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度(pH)</td> <td></td> <td>5.8以上8.6以下</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>最大</td> <td>3000個/cm<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量(BOD)</td> <td>最大</td> <td>※計画放流水質</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(COD)</td> <td>最大</td> <td>25mg/l</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質(SS)</td> <td>最大</td> <td>40mg/l</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量(T-N)</td> <td>最大</td> <td rowspan="2">※計画放流水質</td> </tr> <tr> <td>磷含有量(T-P)</td> <td>最大</td> </tr> </tbody> </table>			水質項目	水質基準の数値		水素イオン濃度(pH)		5.8以上8.6以下	大腸菌群数	最大	3000個/cm <sup>3</sup>	生物化学的酸素要求量(BOD)	最大	※計画放流水質	化学的酸素要求量(COD)	最大	25mg/l	浮遊物質(SS)	最大	40mg/l	窒素含有量(T-N)	最大	※計画放流水質	磷含有量(T-P)	最大
水質項目	水質基準の数値																																																		
水素イオン濃度(pH)		5.8以上8.6以下																																																	
大腸菌群数	最大	3000個/cm <sup>3</sup>																																																	
生物化学的酸素要求量(BOD)	最大	※計画放流水質																																																	
化学的酸素要求量(COD)	最大	25mg/l																																																	
浮遊物質(SS)	最大	40mg/l																																																	
窒素含有量(T-N)	最大	※計画放流水質																																																	
磷含有量(T-P)	最大																																																		
水質項目	水質基準の数値																																																		
水素イオン濃度(pH)		5.8以上8.6以下																																																	
大腸菌群数	最大	3000個/cm <sup>3</sup>																																																	
生物化学的酸素要求量(BOD)	最大	※計画放流水質																																																	
化学的酸素要求量(COD)	最大	25mg/l																																																	
浮遊物質(SS)	最大	40mg/l																																																	
窒素含有量(T-N)	最大	※計画放流水質																																																	
磷含有量(T-P)	最大																																																		

排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領 新旧対照表

※ 計画放流水質					※ 計画放流水質		
	東京湾流域		境川等流域			東京湾流域	境川等流域
	当面	将来	当面	将来			
BOD (mg/l)	15	15	15	15	<u>BOD (mg/l)</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
T-N (mg/l)	20	16	—	20	<u>T-N (mg/l)</u>	<u>20</u>	<u>—</u>
T-P (mg/l)	2	1.4	3	3	<u>T-P (mg/l)</u>	<u>2</u>	<u>—</u>